

鳥羽市危険木伐採事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人家、店舗、公共施設等に対して倒木の危険性のある立木（以下「危険木」という。）による被害を予防するため、事業者等に委託して行う危険木の伐採（以下「事業」という。）に要する経費（以下「伐採経費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、次の条件を全て満たすものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業主体及び補助金交付申請者が町内会及び自治会であること。
- (2) 町内会及び自治会から市へ当該危険木伐採の要望書が提出されていること。
- (3) 市内の危険木であること。
- (4) 当該危険木の所有者とその隣接する人家等の所有者が同一でないこと。
- (5) 当該危険木の所有者が伐採困難であり、事業者に伐採を委託する必要があること。
- (6) 当該危険木の所有者の伐採にかかる承諾が得られること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、伐採経費のうち危険木の伐採から搬出までに要する額とし、伐採木の処分にかかる経費は補助対象外とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、1申請者につき1年度50万円を上限とする。

(補助金交付申請書等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は危険木伐採事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 伐採箇所位置図
- (2) 伐採経費見積書
- (3) 危険木周辺の現場写真
- (4) 危険木の所有者の伐採にかかる承諾書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金等交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定したものに対しては、補助金等不交付決定通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知する。

(交付申請の変更)

第7条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに危険木伐採事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 伐採経費請求書の写し及び伐採経費領収書の写し
- (2) 危険木伐採状況写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。